平成２１年（フ）第２３８号
長崎県長崎市春木町７番16号　入佐アパート16号
債務者　角田　陽一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８４０号
名古屋市中川区松ノ木町１丁目59番地の２
債務者　小澤　一寿
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　憲士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８４１号
名古屋市中川区松ノ木町１丁目59番地の２
債務者　小澤昭禧こと　李　　昭禧
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　憲士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１号
山形県東村山郡山辺町大字山辺658番地１
債務者　高橋角之助
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２号
山形県東村山郡山辺町大字山辺658番地１
債務者　高橋　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６８９号
盛岡市中屋敷町８番54号　第１コーポ千葉103号、旧住所盛岡市城西町２番21号
債務者　藤田美和子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８４５号
岩手県紫波郡紫波町船久保字中村１番地１
債務者　藤原　淳子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２５号
盛岡市東緑が丘33番９号
債務者　藤田　美幸
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２９号
岩手県八幡平市大更第40地割１番地１
債務者　小笠原光子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７５８号
埼玉県飯能市大字唐竹364番地14
債務者　田中　覚子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２３号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保849番地30、前住所埼玉県富士見市羽沢３丁目５番28号サンパークフジＢ―205
債務者　西上　幸市
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３５号
埼玉県川越市大字今福1460番地５
債務者　山本　和泉
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３７号
埼玉県日高市大字大谷沢413番地２
債務者　玉寄　倫未
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４６２号
千葉県四街道市千代田３丁目18番９号
債務者　峰岡　恵子（旧姓谷岡）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４６８号
千葉県四街道市みそら３丁目１番６号
債務者　力石　厚子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４８４号
千葉県白井市冨士99番地の８
債務者　内山　紀子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４９０号
千葉県成田市新田55番地５
債務者　大見川　昇
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４９２号
千葉県印旛郡印旛村舞姫２丁目２番地Ｃ棟103号
債務者　国嶋　久善
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部